

広島県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年七月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道西城比和線	庄原市比和町比和字水口沖五五二番一地从先から庄原市比和町比和字比和七三二番一地从先まで	平成二十一年六月二日